

報 告 事 項

令 和 7 年 12 月 定 例 会



## 令和7年12月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
53	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5



令和7年報告第53号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月22日提出

岡崎市長 内 田 康 宏



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年12月10日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

### 1 事故の概要

#### (1) 日時

令和7年5月15日午後4時5分頃

#### (2) 場所

岡崎市中之郷町字寺畔地内

#### (3) 内容

岡崎市地域福祉センターの指定管理業務のため市道天白上青野線を北進中の指定管理者職員が運転する岡崎市所有の自動車が交差点に進入したところ、相手方が運転する相手方所有の自動車が一時停止を無視して東側から同交差点に進入したため岡崎市所有の自動車が相手方所有の自動車の側部に接触し、相手方所有の自動車の左前部ボディ、左前部ドア等及び岡崎市所有の自動車の前部バンパー、ヘッドランプ等が損傷した。

### 2 損害賠償額

48,264円

### 3 和解条項

(1) 岡崎市及び指定管理者と相手方は、本件事故により、岡崎市に309,364円の岡崎市所有車破損（物損）が、相手方に482,640円の相手方所有車破損（物損）が生じたことを相互に確認する。

(2) 岡崎市及び指定管理者と相手方は、本件事故に関する物損の過失割合が、指定管理者運転者10パーセント、相手方90パーセントであることを相互に確認する。

(3) 岡崎市及び指定管理者は、相手方に対し、本件事故による相手方所有車破損（物損）に関する一切の損害賠償として、金48,264円の支払義務があることを認める。

- (4) 相手方は、岡崎市に対し、本件事故による岡崎市所有車破損（物損）に関する一切の損害賠償として、金278,427円の支払義務があることを認める。
- (5) 岡崎市及び指定管理者は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市及び指定管理者の負担とする。
- (6) 相手方は岡崎市に対し、(4)の金員を、岡崎市の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
- (7) 岡崎市及び指定管理者と相手方は、本件事故による物損に関し、岡崎市と相手方及び指定管理者と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。